

(改正後)

(改正前)

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱	高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱
<p>第 1 条～第 3 条(略)</p> <p>第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1－1 号様式による実施計画の承認及び補助金交付申請書を提出しなければならない。ただし、別表第 2 に定める事業区分については、<u>別記第 1－1 号様式による実施計画の承認及び補助金交付申請書に代えて</u>、別記第 1－2 号様式による実施計画承認申請書及び別記第 1－3 号様式による補助金交付申請書を知事に提出<u>することができる</u>。なお、<u>同表</u>に定める事業区分と併せて別表第 1 に定める事業区分の補助金の交付を受けようとするときは、<u>別記第 1－1 号様式による実施計画の承認及び補助金交付申請書</u>を知事に提出するものとする。</p>	<p>第 1 条～第 3 条(略)</p> <p>第 4 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、<u>別表第 1 に定める事業区分については</u>、別記第 1－1 号様式による実施計画の承認及び補助金交付申請書を、<u>また</u>、別表第 2 に定める事業区分については、別記第 1－2 号様式による実施計画承認申請書及び別記第 1－3 号様式による補助金交付申請書を知事に提出<u>しなければならない</u>。ただし、<u>別表第 2</u>に定める事業区分と併せて別表第 1 に定める事業区分の補助金の交付を受けようとするときは、<u>別記第 1－2 号様式による実施計画承認申請書及び別記第 1－3 号様式による補助金交付申請書</u>を知事に提出するものとする。</p>
<p>第 4 条 2～第 8 条(略)</p> <p>第 9 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別記第 10-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を提出しなければならない。ただし、別表第 2 に定める事業区分については、<u>別記第 10-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書に代えて</u>、別記第 10-2 号様式による実施計画変更承認申請書及び別記第 10-3 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受け<u>ることができる</u>。</p>	<p>第 4 条 2～第 8 条(略)</p> <p>第 9 条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、<u>別表第 1 に定める事業区分については</u>、別記第 10-1 号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を、<u>また</u>、別表第 2 に定める事業区分については、別記第 10-2 号様式による実施計画変更承認申請書及び別記第 10-3 号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受け<u>なければならない</u>。<u>ただし</u>、<u>同表</u>に定める事業区分と併せて別表第 1 に定める事業区分の補</p>

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

なお、同表に定める事業区分と併せて別表第1に定める事業区分の補助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別記第10-1号様式による実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書を知事に提出するものとする。

第9条(1)～第19条(略)

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月29日から施行する。

附 則

助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、別記第10-2号様式による実施計画変更承認申請書及び別記第10-3号様式による補助金変更交付申請書を知事に提出するものとする。

第9条(1)～第19条(略)

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月29日から施行する。

附 則

高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(改正後)

(改正前)

<p>この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日から施行し、平成 29 年 9 月 17 日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。 なお、災害復旧に係る特例措置（平成 30 年 2 月 16 日付け 29 高産地第 486 号農業振興部長通知）は廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、平成 30 年 2 月 16 日から施行し、平成 29 年 9 月 17 日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 30 年 3 月 20 日から施行し、改正後の規定は平成 30 年度事業から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、平成 31 年 3 月 19 日から施行する。 なお、災害復旧に係る特例措置（平成 30 年 2 月 16 日付け 29 高産地第 486 号農業振興部長通知）は廃止する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和 4 年 7 月 27 日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p>
--	---

(改正後)

別表第1

補助事業者	1 研修区分		2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
	研修のみ	研修のれん分け			
補助事業者	市町村				
事業区分	1 研修区分		2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
事業実施主体	JA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村		市町村又は農業協同組合		市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者			以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確実と見込まれる者 ・就農開始から5年以内の者 ・新たに施設園芸に参入する者 ただし、既存の経営農家の経営を継承する場合を除く ・法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)  簿記記載を行わず農業者であること	以下のいずれかに該当する者 ・就農開始から5年を経過しており、規模拡大により経営発展を図る農業者 ・既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花きの栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること ・施設施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン「準拠GAP(高知果産GAP)に取り組むこと」 ・ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること(雨上げ施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入すること) 重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外)  ・独立自営を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること ・法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)の場合は、以下のすべてに該当すること ・新たに整備する面積が10アール以上のハウス等の整備であること ・実績報告までに法人化が完了していること ・常時雇用1名以上の増加を伴うこと  ・既存ハウスを取り壊す場合は、耐用年数を経過したハウスで、同等以上の機能を有する高度化であること、また、既存面積と同等以上のハウスの整備であること				
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ・ハウス本体(主骨材、ペント、種、天窓など) ・附属施設(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置、 <u>中長期農産フィルム</u> など)、重油流出防止装置付き燃料タンク(附属設備、防油堤を含む)  ・施工費(研修区分で中古ハウスを活用する場合は、解体費、運搬費(いずれも整備面積分のみ)を含む)				
補助対象限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設ハウス:1,200万円/10a</li> <li>・中古ハウス:550万円/10a</li> <li>・一般ハウス:800万円/10a</li> <li>・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a</li> <li>・中古ハウス:550万円/10a</li> <li>・一般ハウス:800万円/10a</li> <li>・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a</li> <li>・一般ハウス:800万円/10a</li> <li>・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a</li> </ul>				550万円/10a
補助対象事業費に対する補助率	以下の附属設備を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする ・中長期農産フィルム:100万円/10a ・シートポンプ又は木質バイオマスボイラー:300万円/10a ・養液栽培設備:300万円/10a ・箱塚式殺菌処理装置:230万円/棟 流出防止装置付燃料タンク:110万円/基				
補助対象事業費に対する補助率	新設:2分の1以内	新設:5分の2以内	5分の2以内	3分の1以内	4分の1以内
	中古:4分の1以内	流出防止装置付燃料タンク:2分の1以内			
市町村(知事特認)	新設:3分の1以上 中古:4分の1以上		3分の1以上 (6分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	4分の1以上
流出防止装置付燃料タンク:4分の1以上					
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする					

(改正前)

別表1

補助事業者	1 研修区分		2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
	研修のみ	研修のれん分け			
補助事業者	市町村				
事業区分	1 研修区分		2 新規就農区分	3 高度化区分	4 流動化区分
事業実施主体	JA出資型法人、市町村農業公社、農業協同組合又は市町村		市町村又は農業協同組合		市町村担い手育成総合支援協議会、農業協同組合又は経営体
受益者			以下のいずれかに該当する者 ・新規就農が確実と見込まれる者 ・就農開始から5年以内の者 ・新たに施設園芸に参入する者 ただし、既存の経営農家の経営を継承する場合を除く ・法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)  簿記記載を行わず農業者であること	以下のいずれかに該当する者 ・就農開始から5年を経過しており、規模拡大により経営発展を図る農業者 ・既存のハウスを高度化することで、生産性の向上を図る農業者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等して経営する者 ただし、自己が経営する既存ハウスは継続利用すること
補助対象要件	以下のすべてに該当すること ・野菜、果樹、花きの栽培を目的とする施設(育苗・機械室等を除く)であること ・ハウス本体の処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること ・施設施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ、当該施設の処分制限期間において加入を継続すること ・農林水産省ガイドライン「準拠GAP(高知果産GAP)に取り組むこと」 ・ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること(雨上げ施設の場合はハウス内の環境を制御する機器を導入すること) 重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること ・重油ボイラーを補助の対象とする場合は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること ・既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること(補助対象外)  ・独立自営を目指す者の技術習得又は経営実践のための施設整備であること ・法人化しようとする農業者(法人化して1年以内の経営体を含む)の場合は、以下のすべてに該当すること ・新たに整備する面積が10アール以上のハウス等の整備であること ・実績報告までに法人化が完了していること ・常時雇用1名以上の増加を伴うこと  ・既存ハウスを取り壊す場合は、耐用年数を経過したハウスで、同等以上の機能を有する高度化であること、また、既存面積と同等以上のハウスの整備であること				
補助対象経費	以下の施設及び設備に要する経費 ・ハウス本体(主骨材、ペント、種、天窓など) ・附属施設(換気設備、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、カーテン装置など)、重油流出防止装置付き燃料タンク(附属設備、防油堤を含む)  ・施工費(研修区分で中古ハウスを活用する場合は、解体費、運搬費(いずれも整備面積分のみ)を含む)				
補助対象限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新設ハウス:1,200万円/10a</li> <li>・中古ハウス:550万円/10a</li> <li>・一般ハウス:800万円/10a</li> <li>・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a</li> <li>・中古ハウス:550万円/10a</li> <li>・一般ハウス:800万円/10a</li> <li>・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a</li> <li>・一般ハウス:800万円/10a</li> <li>・軒高・高強度ハウス:1,100万円/10a</li> </ul>				550万円/10a
補助対象事業費に対する補助率	以下の附属設備を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする ・中長期農産フィルム:200万円/10a(研修区分「研修のみ」に限る) ・シートポンプ又は木質バイオマスボイラー:300万円/10a ・養液栽培設備:300万円/10a ・箱塚式殺菌処理装置:230万円/棟 流出防止装置付燃料タンク:130万円/基				
補助対象事業費に対する補助率	新設:2分の1以内	新設:5分の2以内	5分の2以内	3分の1以内	4分の1以内
	中古:4分の1以内	流出防止装置付燃料タンク:2分の1以内			
市町村(知事特認)	新設:3分の1以上 中古:4分の1以上		3分の1以上 (6分の1以上)	4分の1以上 (8分の1以上)	4分の1以上
流出防止装置付燃料タンク:4分の1以上					
県補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする					

別表第2

(改正後)

補助事業者	市町村	
事業区分	5 災害復旧区分	
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること</li> <li>また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること</li> <li>農林水産省ガイドライン準拠GAP（高知県版GAP）に取り組むこと</li> <li>ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること（用よけ施設の場合はハウス内環境を制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く）。</li> <li>野菜・果樹・花卉の栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること</li> <li>ただし、育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る</li> <li>ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること</li> <li>重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること</li> <li>重油ボイラーを補助の対象とする場合は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること</li> <li>既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること（補助対象外）</li> <li>ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること</li> </ul>	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハウス本体（主骨材、ベント、樋、天窓（駆動含む））（被災したハウスの面積を上限とする）</li> <li>附属施設（換気設備（天窓・窓のモーター及び自動減速機、側・表面の巻き上げ装置など）、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など）、重油流出防止装置付き燃料タンク（附属設備、防油堤を含む）（被災したハウスに設置されていた設備に限る。ただし、ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入する場合を除く）</li> <li>附属施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済（附属施設）又は民間事業者が提供する保険（附属施設）に加入していること</li> <li>ハウス本体が被災した場合のみ、被爆資材を補助対象とする（被災したハウスの面積を上限とする）</li> <li>※補助対象経費の区分（ハウス本体、附属施設）は、園芸施設共済の加入区分に準ずる</li> </ul>	
	施工費	解体費、運搬費、施工費（すべて整備面積分のみ）
補助対象限度額	<p>被災ハウスの解体費・処分費は補助対象外</p> <p>(1)ハウス本体：基礎限度額×被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2（※）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積） ただし、（※）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする</p> <p>(2)附属施設：復旧に要する経費（見積額）</p> <p>なお、上記(1)及び(2)の合計額は「基礎限度額×被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積」を上限額とする</p> <p>(3)限度額上乗せ対象附属施設：基礎限度額×被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）</p>	
	【基礎限度額】	【基礎限度額】
	・一般ハウス：900万円/10a ・軒高・高強度ハウス：1,200万円/10a	・中古ハウス：550万円/10a
	以下の附属施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする。	
	【基礎限度額】	
	・中央換気システム：100万円/10a	
	・ヒートポンプ又は木質バイオマスボイラー：300万円/10a	
	・養液栽培設備：300万円/10a	
	・循環式殺菌処理装置：230万円/棟	
	流出防止装置付燃料タンク：140万円/基	
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費（見積額）のいずれか小さい額から受取共済等の保険金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	限	5分の2以内 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：5分の1以内）
	市町村	5分の1以上 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：10分の1以上）
	限	流出防止装置付燃料タンク：2分の1以内
	市町村	流出防止装置付燃料タンク：4分の1以上
	※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	

(改正前)

別表第2

補助事業者	市町村	
事業区分	5 災害復旧区分	
事業実施主体	農業協同組合、経営体又は市町村	
受益者	被災直前まで園芸用に供しており自然災害により破損した園芸用ハウスの利用者または所有者	他人が所有又は利用していたハウスを修繕等し利用する者
補助対象要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災したハウスが園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入している施設であること</li> <li>また、事業実施後も当該施設の処分制限期間において園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険への加入を継続すること</li> <li>農林水産省ガイドライン準拠GAP（高知県版GAP）に取り組むこと</li> <li>ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入すること（用よけ施設の場合はハウス内環境を制御する機器を導入すること。ただし、既に導入済みの場合を除く）。</li> <li>野菜・果樹・花卉の栽培を目的とする施設（機械室等を除く）の復旧であること</li> <li>ただし、育苗用ハウスを復旧する場合は、自己利用の園芸用ハウスに使用する苗を生産するための育苗用ハウスに限る</li> <li>ハウスの処分制限期間以上の利用が可能となる土地の利用権設定等がされる農用地であること</li> <li>重油ボイラーで加温する施設の場合は、以下のいずれかに該当すること</li> <li>重油ボイラーを補助の対象とする場合は津波浸水域にハウスを整備する場合は、流出防止装置付燃料タンクを併せて整備すること</li> <li>既存の重油ボイラー及び燃料タンクを使用する場合は、防油堤を設置すること（補助対象外）</li> <li>ただし、やむを得ない事由により事業完了日までに上記の要件を満たせない場合は、事業完了日から起算して3年以内に設置することとし、設置完了後に、別紙1により設置の完了を報告すること</li> </ul>	
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハウス本体（主骨材、ベント、樋、天窓（駆動含む））（<u>被爆資材は対象外</u>）（被災したハウスの面積を上限とする）</li> <li>附属施設（換気設備（天窓・窓のモーター及び自動減速機、側・表面の巻き上げ装置など）、灌水設備、暖房設備、止水シート、防除設備、電照設備、養液設備、環境制御装置、循環式殺菌処理装置、カーテン装置など）、重油流出防止装置付き燃料タンク（附属設備、防油堤を含む）（被災したハウスに設置されていた設備に限る。ただし、ハウス内の環境を測定・制御する機器を導入する場合を除く）</li> <li><u>被爆資材の押入れ材（ヒックスクリング、バックル、押え線など）は補助対象に含まない</u></li> <li>附属施設を補助対象とする場合は、園芸施設共済（附属施設）又は民間事業者が提供する保険（附属施設）に加入していること</li> <li>※補助対象経費の区分（ハウス本体、附属施設）は、園芸施設共済の加入区分に準ずる</li> </ul>	
	施工費	解体費、運搬費、施工費（すべて整備面積分のみ）
補助対象限度額	<p>被災ハウスの解体費・処分費は補助対象外</p> <p>(1)ハウス本体：基礎限度額×被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2（※）又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積） ただし、（※）の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とする</p> <p>(2)附属施設：復旧に要する経費（見積額）</p> <p>なお、上記(1)及び(2)の合計額は「基礎限度額×被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積」を上限額とする</p> <p>(3)限度額上乗せ対象附属施設：基礎限度額×被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積）</p>	
	【基礎限度額】	【基礎限度額】
	・一般ハウス：900万円/10a ・軒高・高強度ハウス：1,200万円/10a	・中古ハウス：550万円/10a
	以下の附属施設を整備する場合は、各区分の限度額に上乗せする。	
	【基礎限度額】	
	・ヒートポンプ又は木質バイオマスボイラー：300万円/10a	
	・養液栽培設備：300万円/10a	
	・循環式殺菌処理装置：230万円/棟	
	流出防止装置付燃料タンク：140万円/基	
補助対象事業費	補助対象限度額又は復旧に要する経費（見積額）のいずれか小さい額から受取共済等の保険金を控除した額	
補助対象事業費に対する補助率	限	5分の2以内 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：5分の1以内）
	市町村	5分の1以上 （被災農業者向け農地利用効率化等支援交付金活用時：10分の1以上）
	限	流出防止装置付燃料タンク：2分の1以内
	市町村	流出防止装置付燃料タンク：4分の1以上
	※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとする。	

(改正後)

別記

高知県園芸用ハウス整備事業採択基準

- 第1 基本方針  
農業振興センター・市町村・農業協同組合等で構成する地域事業推進協議会は、事業実施計画・経営計画についての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。
- 第2 採択基準
- 1 審査方法
- 農業振興センター所長は、地域事業推進協議会で確認された実施計画等を踏まえ、以下の基準により評価を行い、別に定める期日までに県に提出する。
  - 県は、提出された評価表を参考に、事業採択委員会にて採択の可否を決定する。
- 2 評価基準（報告評価表様式）
- (1) 研修区分 ①～④、⑥⑦⑩
  - (2) 新規就農区分（流動化区分を含む） ⑤～⑬
  - (3) 新規就農区分（法人化） ⑤～⑩、⑭～⑯
  - (4) 高度化区分 ⑤～⑩、⑭～⑯
  - (5) 流動化区分（新規就農者を除く） ⑤～⑩、⑭～⑯
  - (6) 災害復旧区分（被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき） ⑤～⑩、⑭～⑯

【評価項目】

審査内容		A		B		C		点
①	研修生の確保	確保済み	15	確保予定あり	10	未定	5	
②	技術指導体制	指導者確保済み	15	指導者確保予定あり	10	未定	5	
③	研修生のハウス確保	確保済み	20	ハウス整備事業活用	10	未定	5	
④	研修生の農地確保	確保済み	20	予定地あり	10	未定	5	
⑤	認定農業（新規就農）者	認定農業（新規就農）者	20	見込まれる者	10	その他	5	
⑥	簿記記載の実施	複式簿記	10	簡易簿記	5	記帳していない	0	
⑦	施設予定地の確保	確保済み	10	確保済みだが整備必要	5	未定	0	
⑧	労働力の確保見込み	家族労働力等で確保	10	時的的にやや厳しい	5	雇用対策が課題	0	
⑨	経営主の年齢	45歳未満	10	45～60歳	8	61歳以上	5	
⑩	経営計画の達成見込み	目標年度内に確実	10	目標年度の達成は厳しい	0			
⑪	予定品目	地域推進品目	10	地域内品目等	7	その他	5	
⑫	研修・農業経験・技術	十分	10	普通	5	不足	0	
⑬	ハウス整備後の支援体制	体制があり受ける意志もある	10	体制をつくる予定	5	体制がない・受ける意志がない	0	
⑭	技術レベル	高い	10	普通	5	課題有*	2	
⑮	後継者の有無	既に就農している	10	就農予定者有	7	就農予定者無	4	
⑯	整備後の生産量	生産量増加20%以上	10	生産量増加10%以上	7	生産量増加10%未満	4	

○GAP取組状況

研修区分を除く全ての区分で、受益者がGAPに取り組んでいること、または今後GAPに取り組む予定であることを確認する。今後取り組み場合は、関係機関が適切な支援を行うこととする。

○協議会としての意見（評価に対する補足説明）

以下を参考にご記入下さい。

- 事業申請する背景や理由
- 取り組み品目の地域での位置づけ（産地推進計画等）
- 地域への波及効果
- 申請者と地域協議会での確認事項
- 申請者への営農フォローアップ体制（技術、経営指導や出荷販売体制等）
- その他（事業導入によって見込まれる成果等） 等

\*課題がある者等については、関係機関が課題内容に応じた適切な指導に努めること。

(改正前)

別記

高知県園芸用ハウス整備事業採択基準

- 第1 基本方針  
農業振興センター・市町村・農業協同組合等で構成する地域事業推進協議会は、事業実施計画・経営計画についての妥当性を審査するとともに、事業内容の取り組みを相互に確認する。
- 第2 採択基準
- 1 審査方法
- 農業振興センター所長は、地域事業推進協議会で確認された実施計画等を踏まえ、以下の基準により評価を行い、別に定める期日までに県に提出する。
  - 県は、提出された評価表を参考に、事業採択委員会にて採択の可否を決定する。
- 2 評価基準（報告評価表様式）
- (1) 研修区分 ①～④、⑥⑦⑩
  - (2) 新規就農区分（流動化区分を含む） ⑤～⑬
  - (3) 新規就農区分（法人化） ⑤～⑩、⑭～⑯
  - (4) 高度化区分 ⑤～⑩、⑭～⑯
  - (5) 流動化区分（新規就農者を除く） ⑤～⑩、⑭～⑯
  - (6) 災害復旧区分（被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき） ⑤～⑩、⑭～⑯

【評価項目】

審査内容		A		B		C		点
①	研修生の確保	確保済み	15	確保予定あり	10	未定	5	
②	技術指導体制	指導者確保済み	15	指導者確保予定あり	10	未定	5	
③	研修生のハウス確保	確保済み	20	ハウス整備事業活用	10	未定	5	
④	研修生の農地確保	確保済み	20	予定地あり	10	未定	5	
⑤	認定農業（新規就農）者	認定農業（新規就農）者	20	見込まれる者	10	その他	5	
⑥	簿記記載の実施	複式簿記	10	簡易簿記	5	記帳していない	0	
⑦	施設予定地の確保	確保済み	10	確保済みだが整備必要	5	未定	0	
⑧	労働力の確保見込み	家族労働力等で確保	10	時的的にやや厳しい	5	雇用対策が課題	0	
⑨	経営主の年齢	45歳未満	10	45～60歳	8	61歳以上	5	
⑩	経営計画の達成見込み	目標年度内に確実	10	目標年度の達成は厳しい	0			
⑪	予定品目	地域推進品目	10	地域内品目等	7	その他	5	
⑫	研修・農業経験・技術	十分	10	普通	5	不足	0	
⑬	ハウス整備後の支援体制	体制があり受ける意志もある	10	体制をつくる予定	5	体制がない・受ける意志がない	0	
⑭	技術レベル	高い	10	普通	5	課題有*	2	
⑮	後継者の有無	既に就農している	10	就農予定者有	7	就農予定者無	4	
⑯	整備後の生産量	生産量増加20%以上	10	生産量増加10%以上	7	生産量増加10%未満	4	

○協議会としての意見（評価に対する補足説明）

以下を参考にご記入下さい。

- 事業申請する背景や理由
- 取り組み品目の地域での位置づけ（産地推進計画等）
- 地域への波及効果
- 申請者と地域協議会での確認事項
- 申請者への営農フォローアップ体制（技術、経営指導や出荷販売体制等）
- その他（事業導入によって見込まれる成果等） 等

\*課題がある者等については、関係機関が課題内容に応じた適切な指導に努めること。

(改正後)

高知県園芸用ハウス整備事業評価表 (報告)

【 センター】

1. 事業概要

事業実施主体名 :
受益者名 : (調書番号: )
市町村名 :

2. 事業評価

- (1) 研修区分 ①~④、⑥⑦⑩ 合計 点
(2) 新規就農区分 (流動化区分を含む) ⑤~⑬ 合計 点
(3) 新規就農区分 (法人化) ⑤~⑩、⑭~⑯ 合計 点
(4) 高度化区分 ⑤~⑩、⑭~⑯ 合計 点
(5) 流動化区分 (新規就農者を除く) ⑤~⑩、⑭~⑯ 合計 点
(6) 災害復旧区分 (被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき) ⑤~⑩、⑭~⑯ 合計 点

【評価項目】

Table with 6 columns: No., Review Content, A, B, C, Points. Rows 1-16 covering criteria like training assurance, technical guidance, and production increase.

3. GAP取組状況 ( (1) 研修区分を除く全ての区分)

( ) すでに取り組んでいる

( ) 今後取り組む

4. 協議会としての意見 (評価に対する補足説明)

Empty box for providing additional comments or explanations regarding the evaluation.

(改正前)

高知県園芸用ハウス整備事業評価表 (報告)

【 センター】

1. 事業概要

事業実施主体名 :
受益者名 : (調書番号: )
市町村名 :

2. 事業評価

- (1) 研修区分 ①~④、⑥⑦⑩ 合計 点
(2) 新規就農区分 (流動化区分を含む) ⑤~⑬ 合計 点
(3) 新規就農区分 (法人化) ⑤~⑩、⑭~⑯ 合計 点
(4) 高度化区分 ⑤~⑩、⑭~⑯ 合計 点
(5) 流動化区分 (新規就農者を除く) ⑤~⑩、⑭~⑯ 合計 点
(6) 災害復旧区分 (被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧しようとするとき) ⑤~⑩、⑭~⑯ 合計 点

【評価項目】

Table with 6 columns: No., Review Content, A, B, C, Points. Rows 1-16 covering criteria like training assurance, technical guidance, and production increase.

3. 協議会としての意見 (評価に対する補足説明)

Empty box for providing additional comments or explanations regarding the evaluation.

(改正後)

別記第1-1号様式(第4条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の承認及び補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県園芸用ハウス整備事業を実施したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、実施計画の承認及び補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日(入札予定日を記入すること。)
- 3 事業完了予定年月日(市町村の完了検査予定日を記入すること。)

4 添付書類(事業区分に応じて必要な書類を添付すること。)

別表第1に定める事業区分

- (1) 事業実施計画(別記第1-4号様式及び第1-4-2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第1-5号様式)
- (3) 実施設計書又は値引きのある見積書
- (4) ハウス整備計画位置図
- (5) 特認事業協議書(別記第3号様式)(提出を要する場合)
- (6) 研修用ハウス運営・サポート計画書(別記第1-9号様式)(研修区分の場合)
- (7) 既存ハウスの面積等確認書(別記第2号様式)(研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合)
- (8) 流動化を明らかにする書類(売買契約書、賃貸契約書等)(研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合)
- (9) 流動化要件確認書(別記第7号様式)(流動化区分の場合)
- (10) 法人の設立時期がわかる書類(定款等)(新規就農区分(法人化)の場合)
- (11) 園芸用ハウス整備事業経営計画(別記第1-6号様式)
- (12) 園芸用ハウス整備事業資金計画表(別記第1-7号様式又は第1-8号様式)
- (13) 誓約書兼同意書(別記第5号様式)
- (14) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案  
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
- (15) 市町村の補助金の交付に関する規程(補助金交付要綱等)

(改正前)

別記第1-1号様式(第4条関係)

第 号  
令和 年 月 日

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の承認及び補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり高知県園芸用ハウス整備事業を実施したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、実施計画の承認及び補助金 円の交付を申請します。

記

- 1 事業目的
- 2 事業着手予定年月日(入札予定日を記入すること。)
- 3 事業完了予定年月日(市町村の完了検査予定日を記入すること。)

4 添付書類(事業区分に応じて必要な書類を添付すること。)

- (1) 事業実施計画(別記第1-4号様式及び第1-4-2号様式)
- (2) 収支予算書(別記第1-5号様式)
- (3) 実施設計書又は値引きのある見積書
- (4) ハウス整備計画位置図
- (5) 特認事業協議書(別記第3号様式)(提出を要する場合)
- (6) 研修用ハウス運営・サポート計画書(別記第1-9号様式)(研修区分の場合)
- (7) 既存ハウスの面積等確認書(別記第2号様式)(研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合)
- (8) 流動化を明らかにする書類(売買契約書、賃貸契約書等)(研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合)
- (9) 流動化要件確認書(別記第7号様式)(流動化区分の場合)
- (10) 法人の設立時期がわかる書類(定款等)(新規就農区分(法人化)の場合)
- (11) 園芸用ハウス整備事業経営計画(別記第1-6号様式)
- (12) 園芸用ハウス整備事業資金計画表(別記第1-7号様式又は第1-8号様式)
- (13) 誓約書兼同意書(別記第5号様式)
- (14) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案  
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
- (15) 市町村の補助金の交付に関する規程(補助金交付要綱等)



(改正後)

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画 (別記第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1-4-2号様式を併せて提出すること)
- (2) 収支予算書 (別記第1-5号様式)
- (3) ハウス整備計画位置図
- (4) 市町村の補助金の交付に関する規程 (補助金交付要綱等)
- (5) 園芸施設共済組合の損害評価書等 (評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。)
- (6) 実施設計書又は値引きのある見積書
- (7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの (固定資産台帳等)
- (8) 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- (9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
- (10) 特認事業協議書 (別記第3号様式) (別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合)
- (11) 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合)
- (12) 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (13) 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
- (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)

(改正前)

(追加)

(改正後)

第10-1号様式 (第9条関係)

第 年 月 日  
令和

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、実施計画の変更承認及び補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容 (追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札予定日、変更後の事業完了予定日を記入)

4 添付書類

別表第1に定める事業区分

- 事業変更実施計画 (別記第1-4号様式及び第1-4-2号様式)
- 収支予算書 (別記第1-5号様式)
- 工事請負契約書の写し (入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。)
- (変更) 実施設計書又は値引きのある見積書  
(追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。)
- (注) 追加申請を行う場合は、次のうち事業区分に応じて必要な書類を添付すること。
- ハウス整備計画位置図
- 特認事業協議書 (別記第3号様式) (提出を要する場合)
- 研修用ハウス運営・サポート計画書 (別記第1-9号様式) (研修区分の場合)
- 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合)
- 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合)
- 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (流動化区分の場合)
- 法人の設立時期がわかる書類 (定款等) (新規就農区分 (法人化) の場合)
- 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
- 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)
- 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (未提出の場合)  
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)

(改正前)

第10-1号様式 (第9条関係)

第 年 月 日  
令和

高知県知事 様

市町村長

令和 年度高知県園芸用ハウス整備事業実施計画の変更承認及び補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定 (又は変更決定) 通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県園芸用ハウス整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により、実施計画の変更承認及び補助金の変更交付を申請します。

記

1 変更交付申請額

既交付決定額	変更交付申請額	差引増減額
千円	千円	千円

2 変更の理由

3 変更の内容 (追加申請の場合は、事業目的、追加事業の入札予定日、変更後の事業完了予定日を記入)

4 添付書類

- 事業変更実施計画 (別記第1-4号様式及び第1-4-2号様式)
- 収支予算書 (別記第1-5号様式)
- 工事請負契約書の写し (入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。)
- (変更) 実施設計書又は値引きのある見積書  
(追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。)
- (注) 追加申請を行う場合は、次のうち事業区分に応じて必要な書類を添付すること。
- ハウス整備計画位置図
- 特認事業協議書 (別記第3号様式) (提出を要する場合)
- 研修用ハウス運営・サポート計画書 (別記第1-9号様式) (研修区分の場合)
- 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (研修区分の中古ハウス活用、既存ハウスの高度化、流動化区分の場合)
- 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (研修区分の中古ハウス活用、流動化区分の場合)
- 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (流動化区分の場合)
- 法人の設立時期がわかる書類 (定款等) (新規就農区分 (法人化) の場合)
- 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
- 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)
- 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (未提出の場合)  
(ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)

(改正後)

別表第2に定める事業区分

- (1) 事業実施計画 (別記第1-4-3号様式及び第1-4-4号様式。なお、別表第1に定める事業区分を併用する場合は第1-4-2号様式を併せて提出すること。)
- (2) 収支予算書 (別記第1-5号様式)
- (3) 工事請負契約書の写し (入札による補助金の減額、設計変更を行った場合は添付すること。)
- (4) (変更) 実施設計書又は値引きのある見積書 (追加申請、設計変更、事業費の内訳を確認する必要がある場合は添付すること。)
- (5) ハウス整備計画位置図
- (6) 園芸施設共済組合の損害評価書等 (評価書等が作成されていない場合は、変更申請又は実績報告時に提出すること。)
- (7) 被災したハウスが高強度ハウスである場合は、それを証明するもの (固定資産台帳等)
- (8) 誓約書兼同意書 (別記第5号様式)
- (9) 事業実施主体が規定する園芸用ハウス管理運営規程及び利用契約書の案 (未提出の場合) (ハウスを賃貸利用する場合は提出すること。)
- (10) 特認事業協議書 (別記第3号様式) (別表第1に定める事業区分を併用する場合で提出を要する場合)
- (11) 既存ハウスの面積等確認書 (別記第2号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び既存ハウスの高度化、流動化区分を併用する場合)
- (12) 流動化を明らかにする書類 (売買契約書、賃貸契約書等) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (13) 流動化要件確認書 (別記第7号様式) (他人が所有していたハウスを修繕する場合、及び流動化区分を併用する場合)
- (注) 被災した一般ハウスを、軒高・高強度ハウスに復旧する場合、又は別表第1に定める事業区分を併用する場合は次の資料も併わせて提出すること
- (14) 園芸用ハウス整備事業経営計画 (別記第1-6号様式)
- (15) 園芸用ハウス整備事業資金計画表 (別記第1-7号様式又は第1-8号様式)

(追加)

(改正前)

第1-4-4号様式

事業(変更)実施計画(調査額別)

調査番号: 事業実施主体: 実施地区: 受益者名: 対象作物名:

Main table for '改正後' with columns for project type (被災ハウス/復旧ハウス), costs (事業費), subsidies (補助対象限度額), and burden sharing (事業費の負担区分).

- (注) ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第1-4-4号様式を作成してください。
・受益者毎に1枚記入してください。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所は括弧書きは不要です)。

第1-4-4号様式

事業(変更)実施計画(調査額別)

調査番号: 事業実施主体: 実施地区: 受益者名: 対象作物名:

Main table for '改正前' with columns for project type (被災ハウス/復旧ハウス), costs (事業費), subsidies (補助対象限度額), and burden sharing (事業費の負担区分).

- (注) ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第1-4-4号様式を作成してください。
・受益者毎に1枚記入してください。
・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所は括弧書きは不要です)。

( 改正後 )

第11-2-4号様式

事業実施報告書 (調査票)

調査番号:		事業実施主体:		実施地区:		受益者名:		対象作物名:										
事業区分	被災ハウス		復旧ハウス		事業費 (円)		補助対象限度額 (B)		A又はBのいずれか小さい額 (C)	受取共済金(D)	補助対象事業費 (C-D)		農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分				
	ハウス種別及び附帯施設	被災前の面積 (小敷点以下切り捨て)	ハウス本体の共済損害割合 (%)	ハウス種別及び附帯施設	面積 (小敷点以下切り捨て)	事業量 (小敷点以下切り捨て)	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象 (A)			基礎限度額 (千円)	設備ごと		県	市町村	その他		
		㎡	%	ハウス本体	㎡	㎡												
				附帯施設														
				中長根掘削														
				ヒートポンプ/水質バイオマスボイラー														
				限度額上乗せ対象の附帯施設														
				養液栽培設備														
				簡易式殺菌処理装置														
				流出防止装置付燃料タンク														
				小計		㎡												

(注) ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第11-2-4号様式を作成してください。  
 ・受益者毎に1枚記入してください。  
 ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所は括弧書きは不要です)。  
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。  
 ・事業量: ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。  
 ・補助対象限度額の算出方法  
 (1) ハウス本体: 基礎限度額×事業量(「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)  
 (2) 附帯施設: 「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」又は、復旧に要した経費(出資金額)のいずれか小さい額  
 ただし、表中のハウス本体及び附帯施設の(C)欄の合計が「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」を超える場合、附帯施設の(B)欄は「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」からハウス本体の(C)欄の額を差し引いた額を記入して下さい。  
 (3) 限度額上乗せ対象の附帯施設: 基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)  
 ・(C)欄の額が(D)欄の額より小さい場合は、補助対象事業費欄に0円と記載して下さい。  
 ・被災ハウスが簡易施設共済のハウス本体及び附帯施設に加入しており、全損扱いで建て替える場合はハウス本体欄にハウス本体及び附帯施設の合計額を記入して下さい。  
 ・「農地利用効率化等支援交付金活用の有無」の欄には、「有」「無」「未定」のいずれかを記入して下さい。

( 改正前 )

第11-2-4号様式

事業実施報告書 (調査票)

調査番号:		事業実施主体:		実施地区:		受益者名:		対象作物名:										
事業区分	被災ハウス		復旧ハウス		事業費 (円)		補助対象限度額 (B)		A又はBのいずれか小さい額 (C)	受取共済金(D)	補助対象事業費 (C-D)		農地利用効率化等支援交付金活用の有無	事業費の負担区分				
	ハウス種別及び附帯施設	被災前の面積 (小敷点以下切り捨て)	ハウス本体の共済損害割合 (%)	ハウス種別及び附帯施設	面積 (小敷点以下切り捨て)	事業量 (小敷点以下切り捨て)	(総事業費) (事業費) (消費税)	うち補助対象 (A)			基礎限度額 (千円)	設備ごと		県	市町村	その他		
		㎡	%	ハウス本体	㎡	㎡												
				附帯施設														
				ヒートポンプ/水質バイオマスボイラー														
				限度額上乗せ対象の附帯施設														
				養液栽培設備														
				簡易式殺菌処理装置														
				流出防止装置付燃料タンク														
				小計		㎡												

(注) ・ハウス本体以外に附帯施設、補助対象限度額上乗せ対象の附帯施設、又は燃料タンクを整備する場合は、第11-2-4号様式を作成してください。  
 ・受益者毎に1枚記入してください。  
 ・変更があった場合は、変更前の内容及び値を上段(事業量等の値は色つきの部分)に括弧書きしてください(変更のない箇所は括弧書きは不要です)。  
 ・ハウス種別は一般ハウス、軒高ハウス、高強度ハウス、軒高・高強度ハウスのいずれかを記載して下さい。また、ハウスの型式等を括弧書きで記載して下さい。  
 ・事業量: ハウス本体欄には「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積を記載して下さい。ただし、「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」の値が被災前ハウス面積を超える場合は被災前ハウス面積を上限とします。  
 ・補助対象限度額の算出方法  
 (1) ハウス本体: 基礎限度額×事業量(「被災前ハウス面積×共済が評価したハウス本体の損害割合×2」又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)  
 (2) 附帯施設: 「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」又は、復旧に要した経費(出資金額)のいずれか小さい額  
 ただし、表中のハウス本体及び附帯施設の(C)欄の合計が「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」を超える場合、附帯施設の(B)欄は「基礎限度額×(被災前ハウス面積又は、復旧ハウス面積のいずれか小さい面積)」からハウス本体の(C)欄の額を差し引いた額を記入して下さい。